

自然環境保全活用調査
その12

報告書

平成26年3月

富田林市

目 次

1．緑の基本計画における「里山の緑（北部丘陵地）」の位置づけ	-----	1
2．「斜面丘陵林（北部丘陵地）」の詳細調査	-----	3
(1) 調査対象地の位置	-----	3
(2) 周辺の植生	-----	3
(3) 緑地の現況	-----	8
3．保全施策の提案	-----	20
(1) 現地調査結果のまとめ	-----	20
(2) 自然保全手法の検討	-----	23
参考資料	-----	25
・ 自然環境保全地域とは		
・ 自然環境の保全に係わる指定状況		
・ 「フィールドだより喜志」ほか		
・ 「森林・山村多面的機能発揮対策」		
・ 社会福祉法人「桃花塾」リーフレット		

1. 緑の基本計画における「里山の緑（北部丘陵地）」の位置づけ

平成19年度に策定された「富田林市緑の基本計画」では、本調査の対象地である「丘陵斜面林の緑（北部丘陵地）」は緑の将来像で主に「緑地ゾーン」に区分され、富田林の環境の骨格を形成する緑として位置づけられている。

「富田林市緑の基本計画」より抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

■緑の評価と課題の整理

＜丘陵斜面林の緑＞

（前略）南東部の丘陵地は比較的緑が残されていますが、北西部の丘陵地の緑は市街地整備によって公園や社寺林、限定的な斜面緑地等を残すばかりとなっています。本来、ここには谷地田が入り込み、ため池等とあいまって良好な里山の緑を形成していたところです。このような丘陵地の斜面林は、市街地に近接した富田林市の身近な緑として維持・改善することで、その価値をさらに活かしていくことが期待されます。

■ゾーン別の緑の基本方針（緑地ゾーン）

石川より西側では、広域公園である府営錦織公園と新堂地区のゴルフ場及びPL教団周辺の緑地に（中略）あたるゾーンです。里山の緑の保全・管理や活用を図っていくゾーンとします。とくに、府営錦織公園とその西側の緑地、お亀石古墳周辺、美具久留御魂神社周辺は羽曳野丘陵の中でわずかにのこされた貴重な自然であることから、これらの緑地の保全に努めます。

■環境保全系統の緑の配置方針

○富田林市の自然環境を特徴づける緑

大阪層群からなる羽曳野丘陵の緑は、谷地田、ため池等と一体となった富田林市に特徴的な緑であり、都市生活に身近な緑として重要な緑です。

■防災系統の緑の配置方針

○延焼遮断機能を有する緑

丘陵地の斜面林や段丘崖の緑、まとまった広がりをもつ農地や市街化区域内の生産緑地（中略）等はいずれも市街地の内側や外縁部で延焼の緩和に寄与します。

■景観構成系統の配置方針

○富田林の自然景観を特徴づける緑緑

既成市街地と新市街地を隔てる丘陵斜面林の緑は、ため池と一体となってかつての里山の名残りの景観を呈し、景観資源となります。

■富田林市の環境の骨格を形成する緑の保全と育成

○新市街地を縁取る緑の保全：羽曳野丘陵斜面林

かつての里山の丘陵上部が宅地開発された後に残った斜面林であり、新市街地と既成市街地を隔てる緩衝林として景観及び環境保全の両面で重要な緑です。樹林はアカマツ林と竹林で構成されていますが、竹林が優先する傾向にあるため、今後は本来の里山林に転換していくような保管理が必要です。また、斜面林と一体となったため池も多数存在することから、水辺の多様な自然も含めて保全・育成・活用を図ります。

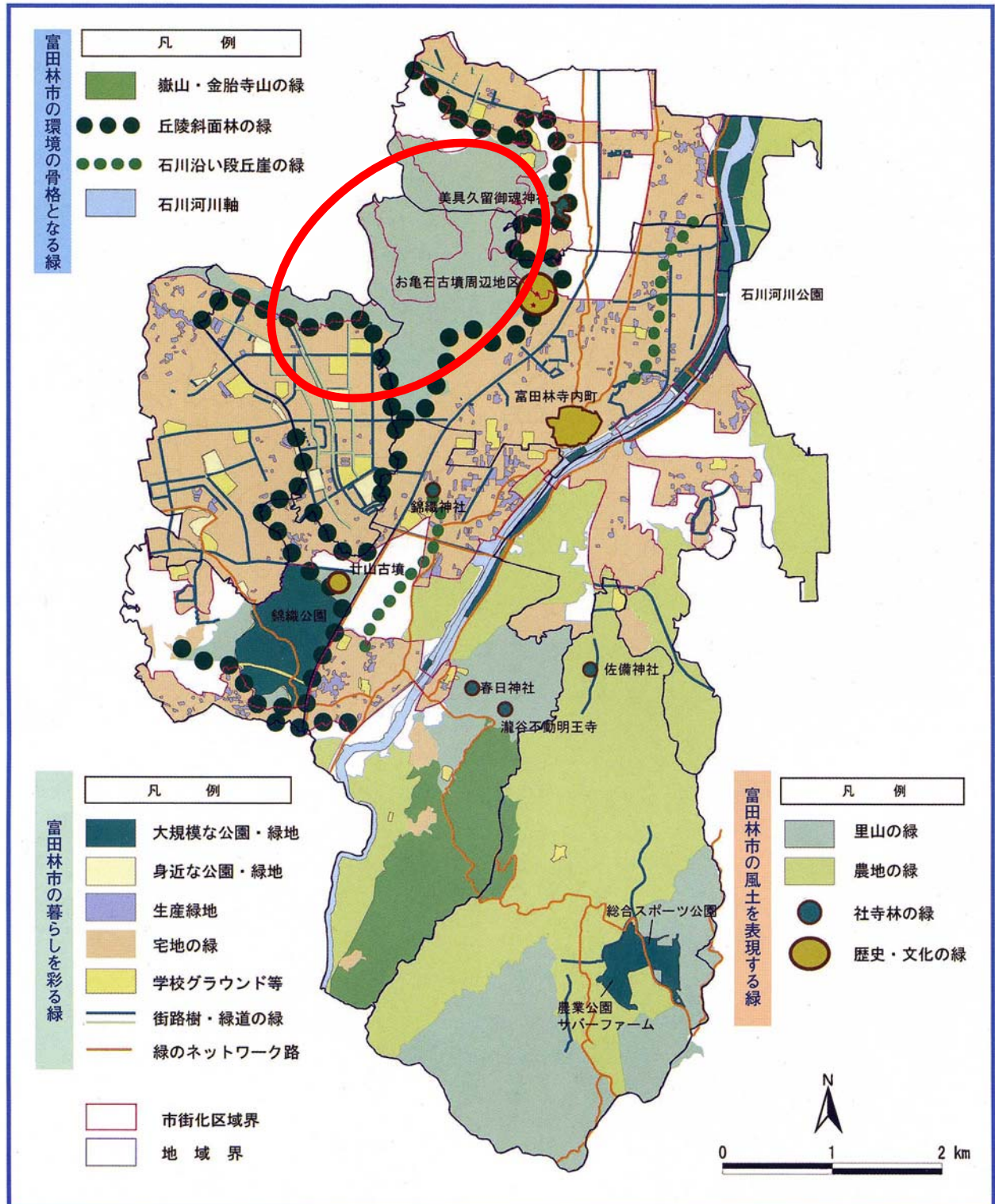
■富田林市の環境の骨格を形成する緑の保全と育成

○お亀石古墳周辺地区の現況と課題

（前略）当地区の緑は富田林市の特徴的な丘陵地の緑であり、主な植生はコナラの雑木林ですが、その大部分は管理されずに放置されており、広範囲に竹林が広がり始めています。

＜富田林市緑の基本計画「緑の将来像図」＞

※「丘陵斜面林の緑（北部丘陵地）」は富田林市の“環境の骨格を形成する緑”に位置づけられている。



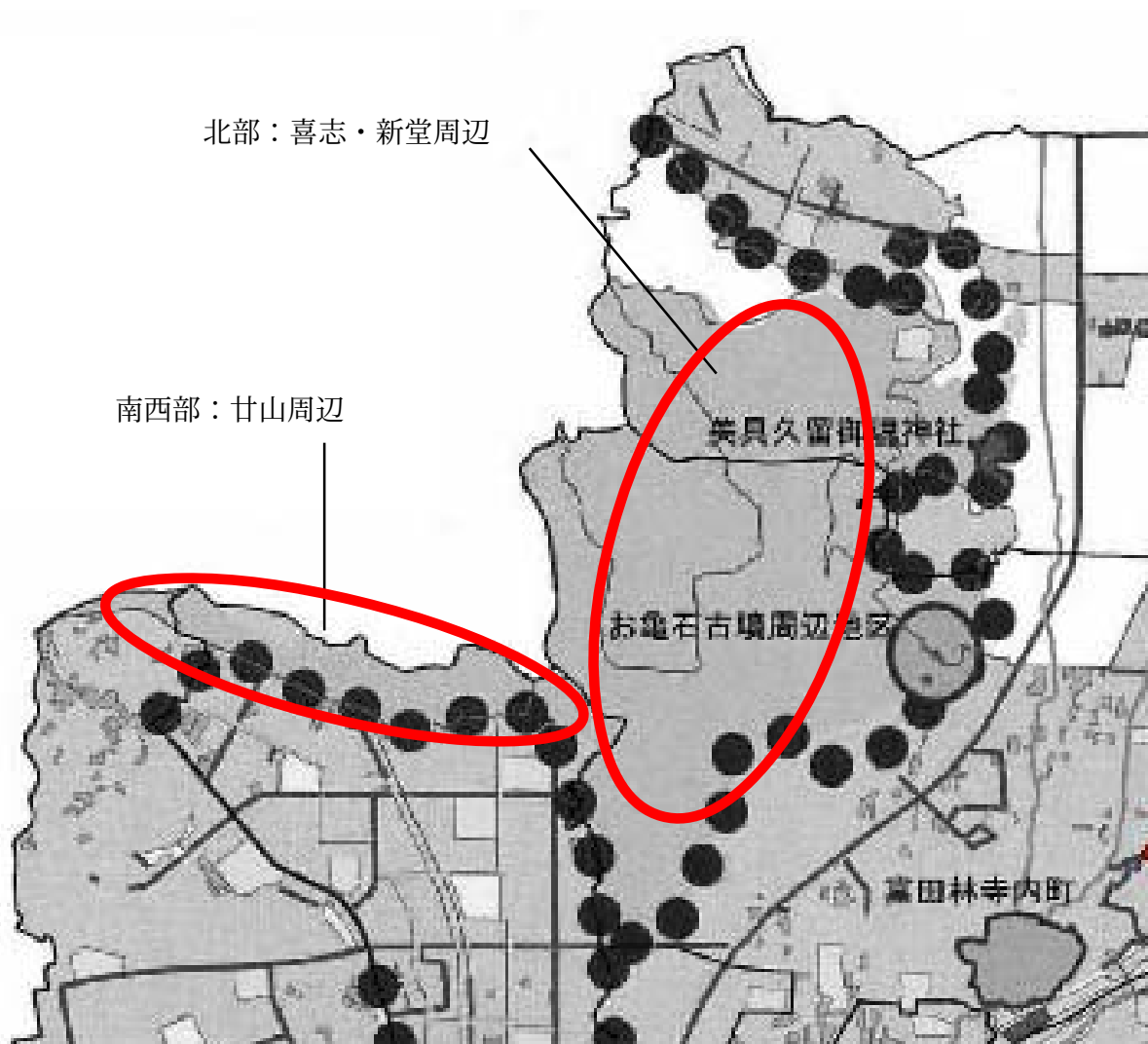
2. 「斜面丘陵林（北部丘陵地）」の詳細調査

(1) 調査対象地の位置

本調査では、「富田林市緑の基本計画」に「緑地ゾーン」として区分されている「斜面丘陵林」のうち北部の丘陵地について、現在の状況や植生、保全すべき自然等について調査を行った。対象地の北部（喜志・新堂周辺）は美具久留御魂神社から続く低い丘陵地で、南西部（甘山周辺）は国道309号の主に東側に位置する斜面地である。

(2) 周辺の植生

富田林市の航空写真※をもとに作成した「植生概略図」を見ると、喜志・新堂周辺のため池まわりのほとんどは造成後の草地や荒地となっている。また美具久留美魂神社の社寺林に連続して雑木林が見られるが、周辺には竹ヤブも広がっており今後の拡大が懸念される。甘山周辺の斜面林のほとんどは雑木林で、竹ヤブは一部に見られる程度であり



植生概略図 (喜志、新堂周辺)

→ 踏査ルート

— 主要道路

広葉樹林 (雑木林)

針葉樹林 (人工林)

竹 林

草地・荒地

畑 地

水 田

施 設

喜志中学校

桃花塾

辰池

屋ヶ池

新池

自然環境保全地域

美具久留美魂神社

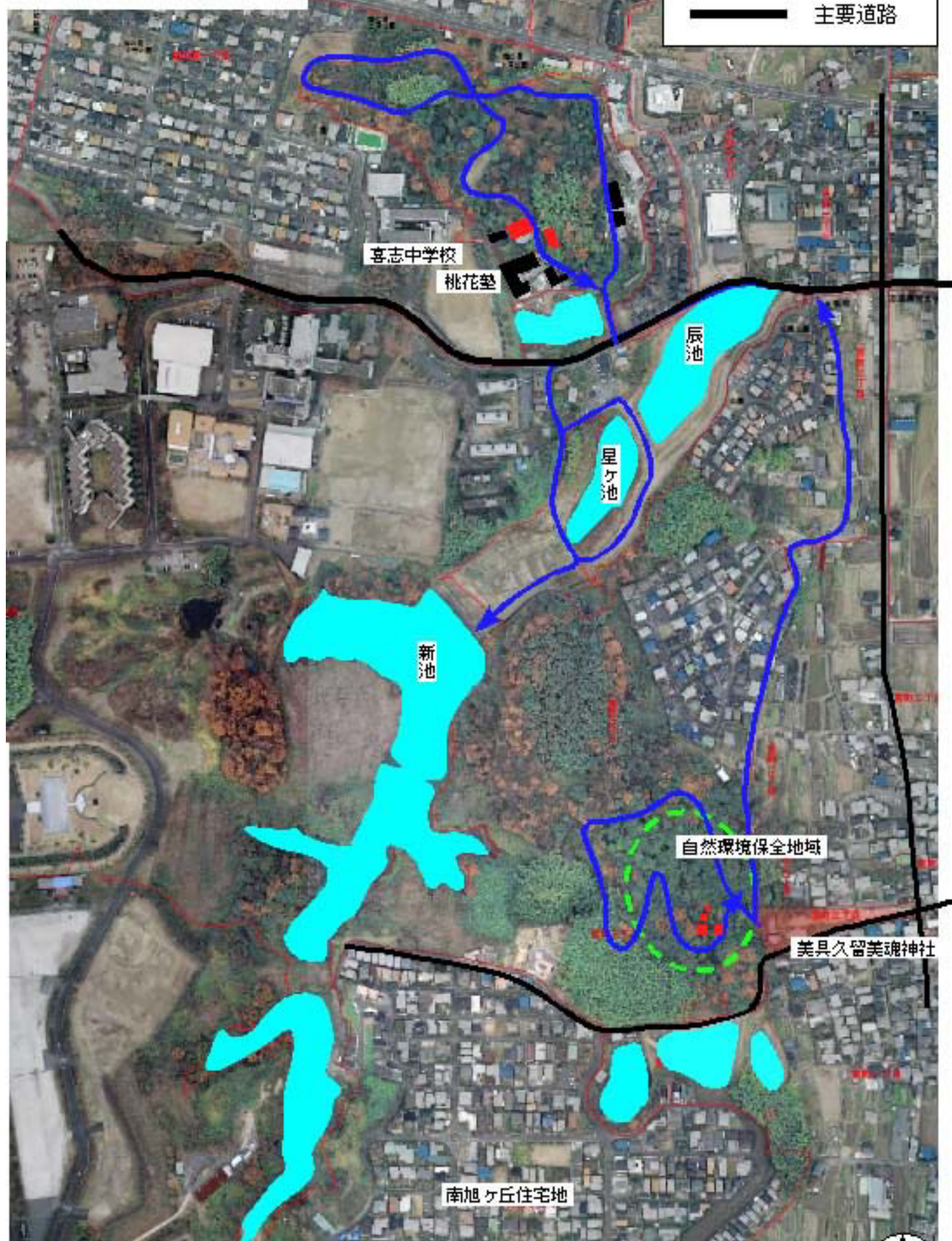
南旭ヶ丘住宅地

100 0 100 200 300 400 500 m



航空写真 (喜志、新堂周辺)

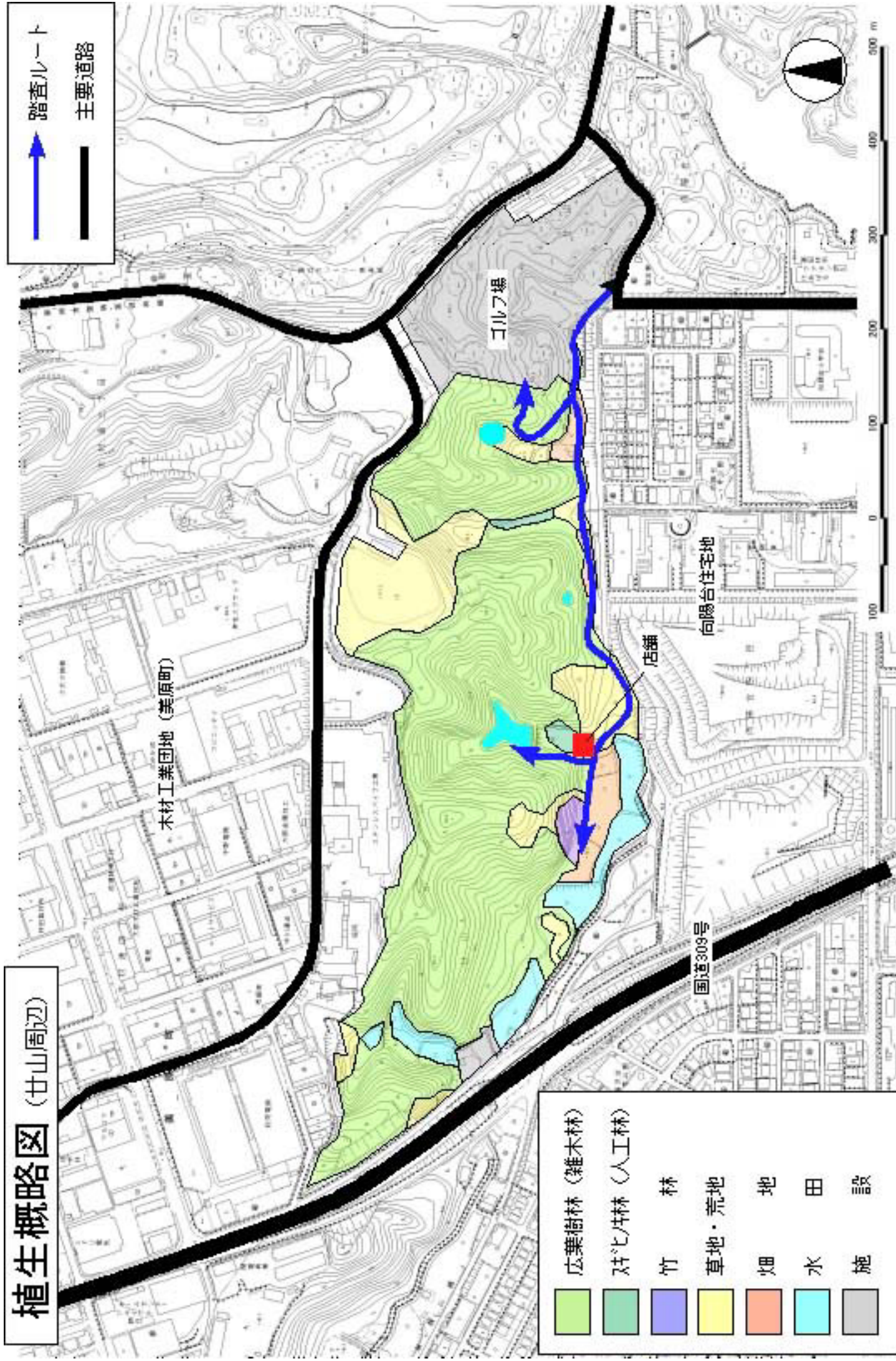
→ 踏査ルート
— 主要道路



100 0 100 200 300 400 500 m



植生概略図 (甘山周辺)



航空写真 (甘山周辺)

踏査ルート



主要道路



木材工業団地 (美原町)

ゴルフ場

店舗

国道309号



0 100 200 300 400 500 m

(3) 緑地の状況

① 北部1 (喜志・新堂周辺)

美具久留御魂神社の境内林は大阪府自然環境保全地域の特別地区に指定され、シイなどの照葉樹林が保存されているが、周辺部の雑木林や人工林にはかなりタケが侵入している。境内林の北側の辰池、星ヶ池は1997年に地域住民からの要望により、自然環境に配慮した整備を行った池で、水辺には比較的良好なヨシ原や草地が残されており、奥には小規模な農地が広がっている。しかしながらさらに奥の新池の周辺斜面は一面がクズに覆われた状況である。

＜現地踏査＞ 調査日：H25年7月3日



○美具久留御魂神社の境内林は、樹齢200年前後のコジイ、ナナメノキ、アラカシ、サカキなどで構成されており、鳥居越しにこんもりした景観を見ることができる。



○神社の園路沿いは落ち葉等が清掃されて苔生した林床になっており、保全地域の周囲には標識が立てられている。

林床に見られたコ克蘭 →





○保全地域の周囲は雑木林や人工林となっているが、かなりのタケが侵入しており、保全地域内に入り込んでいる箇所も見られた。



○境内林の頂上あたりには4基からなる古墳群があり、周辺は神域として注連縄が張られて、シイやアラカシなどの大木も多く見られる。 ↓



○本殿横には、祭事用の雄松（クロマツ）、雌松（アカマツ）が植栽されている。





○美具久留御魂神社から辰池への小道沿いには小規模な果樹園や用水路があり、市街地背後ののどかな田園風景となっている。



○北側の道路沿いから見た辰池。池の周囲には歩道があるが、現在は、関係者以外立入禁止になっている。



○道路沿いにため池群の紹介パネル（大阪府設置）があるが、支柱が折れて逆向きに倒れていた。



○池の周囲はコンクリート護岸ではなく土の自然護岸となっており、ガマやヨシなどの植生が見られる。
周辺で見られたウツボグサ ↑



○星ヶ池の最上流部から北東を望む。



○星ヶ池の上流側には小規模な農地があり、水田や畑の耕作が行われている。



○農地所有者に、池堤の草刈りやアライグマの被害についてのお話を伺った。



○新池の堤体から農地と星ヶ池を望む。樹林地に囲まれ池の入口は関係者以外立入禁止のため隠れ里のような場所である。右側の樹林は美具久留御魂神社から続く雑木林。



○さらに上流側の新池の堤体にはシダレザクラが植栽されている。



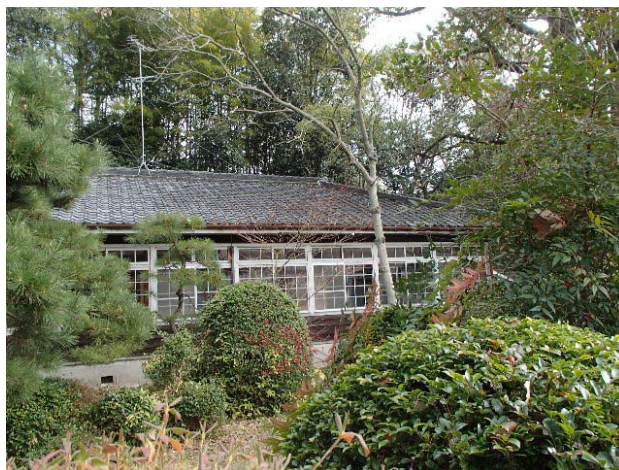
○星ヶ池の上流部には新池、ウサイ池、七廻り池、PL集水池と4つの池が続いている。写真は七廻り池で周囲のほとんどがクズに覆われた草地となっている。

③ 北部2（桃花塾の里山林）

社会福祉法人「桃花塾」は、大正5（1916）年に創立された障害者福祉施設で、敷地内に立地する桃花塾本館と教室棟は、昭和初期の典型的な木造建造物として国の登録有形文化財の指定を受けている。その背後に広がる3.9haの里山林が林野庁の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業（事務局は大阪さとり地域協議会）」に採択され、同事業にもとづく里山管理作業が今年度11月より始まった。

現況はクヌギやコナラ、クスノキ、アラカシ、ヤマモモなどの大径木が目立つ雑木林で、広範囲に侵入していた竹林の大部分は調査時には伐採除去作業が行われ、チップパーも導入されてすっきりした林床となっていた。春にはショウジョウバカマやスミレなども見られ、林内の池には希少種が繁殖するなど、住宅地の中に島状に残された緑地としてたいへん貴重な里山林となっている。

<現地踏査> 調査日：H26年1月23日



○国指定の登録有形文化財の桃花塾本館および教室棟。周囲は庭園として管理されている。（一般公開はされていない。）



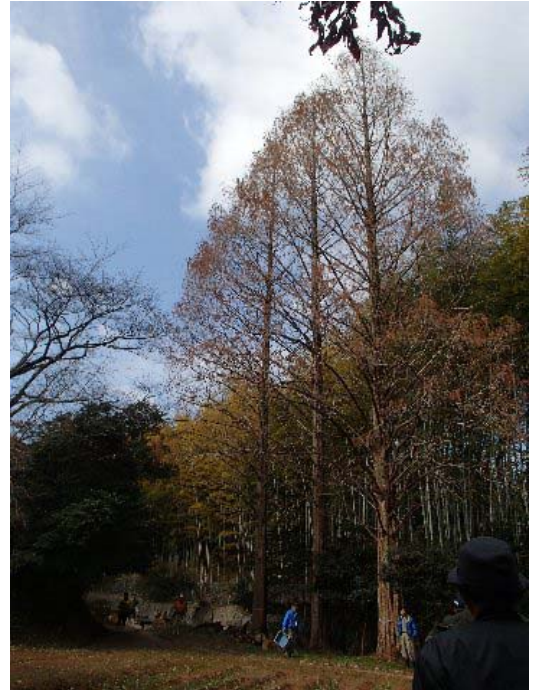
○創設時の理念を記した「人間立入禁止区域」の立札と「大阪さとり事業」の記念碑が立てられている。



○施設の管理担当者のみなさんに敷地内を案内していただいた。



○クスノキ、アラカシ、ヤマモモなどの常緑樹が大径木となっているためボラティアでの里山利用がしにくい。



○伐採したメタセコイヤ大木の根株



○かつて植えられたアベマキも大径木化しており、今後に伐採する予定とのこと。



○竹林が伐採除去された林内は気持ちよく歩ける空間になっている。



○ところどころに残るアカマツが、かつての羽曳野丘陵のようすを偲ばせる。



○さともり事業で導入されたチッパー



○約10年前に導入した炭窯は使われていないが、今後の再開が検討されている。



○敷地北側に隣接する市管理の法面はヤブが伐採されている（手前）が、私有地は手入れがされていない（奥）。



○林内の崖地に見られたカワセミの巣



○林内にある池は、水利権がないため特に手入れをされていないが、希少な動植物の生息地として自然環境の保全が望まれている。



③ 南西部（廿山周辺）

現地は、東が国道 309 号、北が美原町木材団地、南が向陽台に囲まれ、周辺丘陵の開発造成後に残った小規模な斜面林である。狭い面積の中ではあるが、雑木林や人工林、ため池、畔草地などがモザイク状になっており、開発前の自然環境が残されている。

谷部が水田や畑、果樹園、造園用の植木圃場などに利用されていること、また道沿いはニュータウンの緑地になっていることから、周辺の草刈り管理が比較的よく行われているようで、意外にも、畔にはワレモコウやツリガネニンジン、道沿いの草地にはチガヤやノアザミなどが良好に生育している。丘陵開発地に残存する貴重な自然としてこの状態を保持していきたい環境である。

＜現地踏査＞ 調査日：H25 年 6 月 12 日



○南側から見た対象の緑地。このあたりがもっともタケの侵入が見られる箇所である。山すそは造園用の植木圃場になっている。



○水が入れられた谷部の水田。



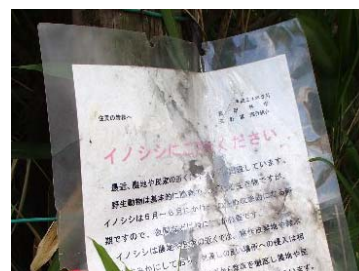
○谷をはさんだ南側の向陽台では宅地造成が行われている。



○山すその店舗（閉店中）で、周囲にはワレモコウが今よりもっとたくさん見られたことなど自然環境についてお話を伺った。店舗の裏側には小面積の人工林がある。



○人工林の奥のため池。周囲は比較的明るい雑木林となっており、タケの侵入も今のところ見られない。



○池下の湿地にはイノシシのぬた場があり、おそらくタヌキの糞なども見られた。店舗でのヒアリングによると、イノシシはかつて周辺で飼っていたウリボウが逃げ出して成長した個体だとのこと。



○一部に竹林の繁茂も見られるが、造園圃場などの所有者などがある程度の管理を行っているようで、ヤブ状態には至っていない。



○向陽台住宅地北側の道沿い斜面緑地には、外来種のヒメジョオンやブタナのほかノアザミなど多く開花しており、開発造成地としては良好な草原が維持されている。

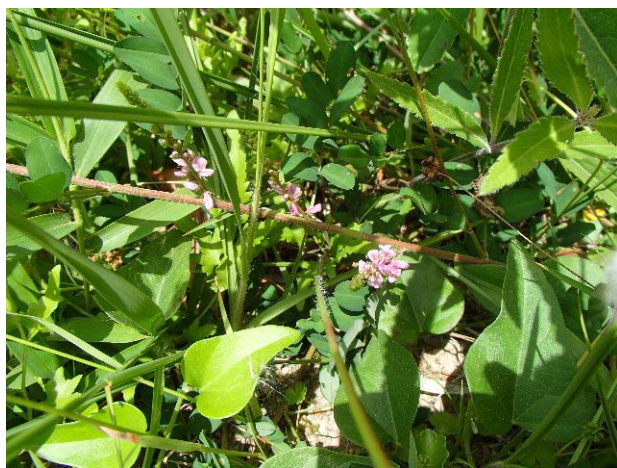


○斜面緑地にはチガヤ群落やススキの株も比較的多く点在している。

↑ 林縁部に見られたテリハノイバラ



○谷部の農地跡（現在は植木圃場などに利用されている）の畔草地には、ワレモコウが群生しており、開発以前の環境を伝えていると考えられる。



○ワレモコウのほか、ツリガネニンジンやコマツナギなどの植物も多く見られ、周囲が新しい住宅地とは思えない植生である。



○農地跡の奥には雑木林に囲まれたため池も見られた。コナラなどの明るい雑木林だが、すぐ向こうはゴルフ場の敷地になっている。

3. 保全施策の提案

(1) 現地調査結果のまとめ

今回の調査対象地（喜志、新堂、甘山周辺）は、いずれも周囲が住宅地造成などで開発されたあとに島状に残された緑地となっている。そのため造成後の荒地や草地も多く見られるが、美具久留美魂神社の照葉樹林や甘山の畔草地、市民運動で守られた星ヶ池・辰池の水辺など良好な植生があり、その周囲にはクヌギ・コナラの雑木林が広がるなど、かつての里山の自然環境が奇跡的に残されている。しかし美具久留御魂神社の自然環境保全地域以外は特に注目されてはならず、小規模な緑地で周辺に公園などの公共利用地もないため、保全の手立てが難しい場所である。

<大阪府自然環境保全地域(特別地区)>

(大阪府ホームページより)

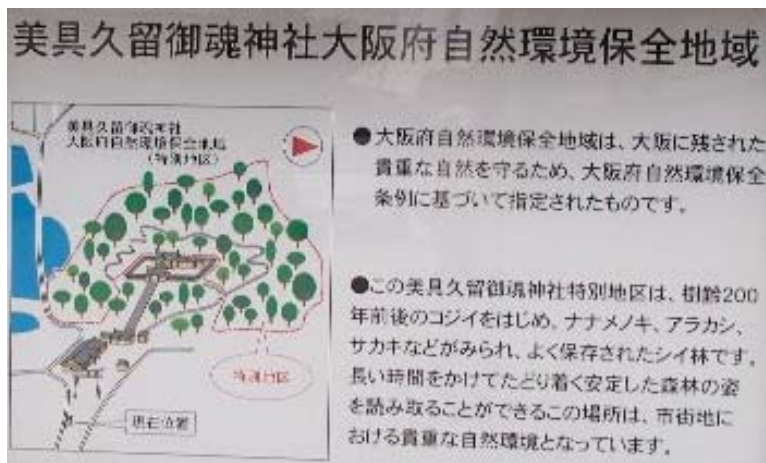
- ・指定年月日 平成元年4月28日
- ・指定位置 富田林市宮町の一部（美具久留御魂神社所有地）
- ・保全区域 社屋に隣接する山林 2.16ha（うち特別地区2.16ha）
- ・指定理由

富田林丘陵の東辺部に位置し、コジイを主とする極相状態に近い広葉樹林。林内は樹齢200年前後のコジイをはじめ、ナナメノキ、アラカシ、サカキなどがみられ、丘陵地の典型的なシイ林となっており、河内地方では最古の神社の一つとされている。また、近年、「河内ふるさとのみち」も整備され、緑と歴史に包まれた場としても広く府民に親しまれている。このように、都市近郊に残る貴重な自然環境が残っている一方、周囲は開発が進んでおり、今後一層の保全が必要であることから、大阪府自然環境保全地域に指定し、保全を図っている。

- ・アクセス 近鉄喜志駅南西へ徒歩、約1km

<その他の大阪府自然環境保全地域>

- ・本山寺（高槻市）：樹齢100年以上と思われる高木とモミ、ツガ、カシ類などの優れた天然林を有している地域。
- ・妙見山（能勢町）：府内で2箇所に生育が限られるブナ林とアカガシなどの常緑広葉樹が混じった林層が見られる地域。
- ・若山神社（島本町）：樹齢200年前後のコジイを優先種とする極相状態に近い林層を有する府下でも有数のシイ林。
- ・意賀美神社（岸和田市）：コジイを主とする府下有数の暖地性照葉樹林。地域内には樹高17mにも及ぶホルトノキも存在する。

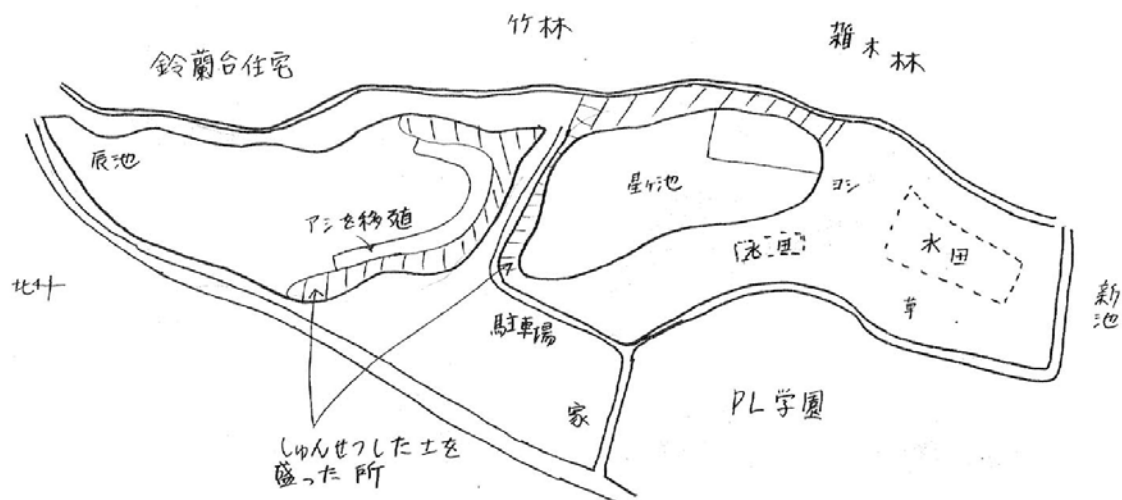


(現地の表示看板)

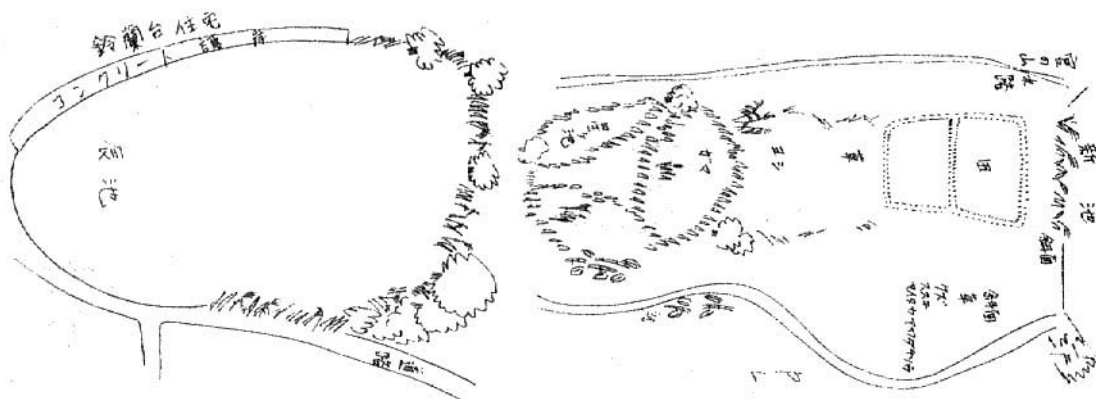
1997年6月に行われた、大阪府南河内農と緑の総合事務所耕地課との話し合いで、護岸工事にあたり、以下のようなことが確認されている。

- ①星ヶ池の西側は現状のまま残す。
- ②貴重な植生ではないが、水辺特有の植生が狭い区域にコンパクトに見られる。
カイツブリの繁殖やカワセミの生息が確認されている。
- ③水辺の区域は、表土の盛土から再生しているヨシやガマを活用する。
法面上部は水辺から離れることと大雨での崩壊の可能性を考慮して植える植物を決める。
- ④池周囲の道路は、管理のための作業道路で一般開放はされない。
- ⑤図面にあった「八ッ橋」は池の管理のために他の方法でも可能なため、作らない方向で検討する。

喜志のため池：辰池と星ヶ池

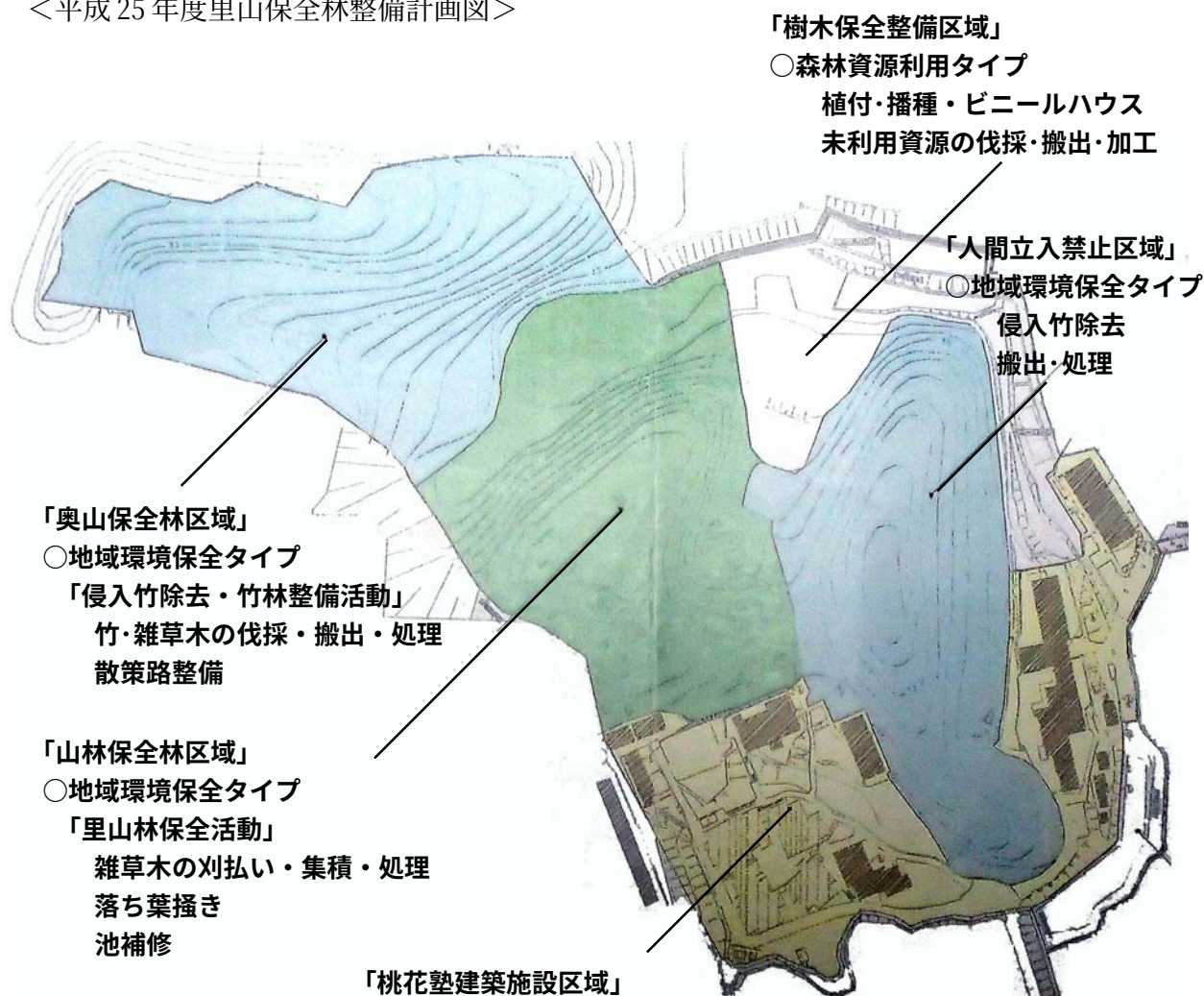


工事の前の様子



一方、桃花塾敷地内の里山林は、大阪さとり事業の整備計画として、「奥山保全林区域」「山林保全林区域」「樹木保全整備区域」「人間立入禁止保全区域」などが設定され、大径木の伐採や侵入竹の除去作業などがすでに実施されている。これらの作業は施設の担当スタッフが中心となって実施するほか、月1回のボランティア活動が大阪芸術大学と連携して行なわれている。また今後は、炭焼きや薪などの木質バイオマス利用、森林空間を利用する多様なプログラムなどの事業展開が予定されている。

<平成25年度里山保全林整備計画図>



<森林利用タイプ案>

- 桃花塾林の特徴と森林の仕組みについて : 活動初期段階
- きのこ入門講座（シイタケ接種体験） : 3月
- 摘み菜料理教室 : 3～5月
- 夏の安全講習 : 6～7月
- 桃花塾の昆虫 : 7～8月
- アベマキの草木染め : 9～10月
- 薪づくり入門 : 9～10月
- 散策と木の実採集 : 10～11月
- クリスマスリースづくり : 11～12月初旬
- 門松づくり : 12月

（桃花塾提供資料より）

(2) 自然保全手法の検討

●自然環境保全地域周辺の樹林：バッファゾーン管理

美具久留御魂神社の保全地域内は、工作物の新改増築や土地の改変等が規制され、また古墳群もあることから、侵入した竹林の除去などの一定の管理がされているようだが、周辺の竹ヤブや雑木林は放置状態である。

保全地域内への影響（竹の侵入等）を軽減し、照葉樹林と連続する良好な雑木林を維持するため、周囲の樹林地を保全地域を取り囲むバッファゾーンとして位置づけ、一定の管理（竹林伐採、間伐、草刈り等）を行うことが望まれる。

また、自然環境保全地域は大阪府指定であることから、現在は富田林市としての積極的な施策は行われていないが、地域指定の重要性や周辺環境の保全への理解促進のため、市のウェブサイトでの紹介などを行いたい。

- 市や市公園緑化協会等のウェブサイトでの情報提供
- 自然環境保全地域の観察会等による普及啓発
- 周辺樹林の管理（竹林伐採、枯木・倒木の処理、間伐、草刈り等） など

●ため池群の自然環境調査と周辺樹林地の管理

星ヶ池、辰池については1997年、護岸整備工事に対して地域住民から自然環境保全の要望が寄せられ、当時の行政担当者（大阪府、富田林市）や地元水利組合との話し合いの結果、一部護岸の現況維持や表土保全、ヨシの移植など自然に配慮した整備が実施された。現在の良好な水辺環境は15年前の取り組みの成果の現れと言え、今後も引き継いでいきたい地域の資産となっている。15年前に見られた野鳥のデータも残されているため、あらためて調査観察等を行ない、環境の質が劣化していないか比較しながら環境維持の努力が望まれる。

一方で谷奥の新池、ウサイ池、七廻り池は周辺の丘陵斜面のほとんどがクズで覆われており、自然環境としては非常に多様性の低い状況である。クズを除去することは困難だが、これ以上周囲に広がらないよう周辺の樹林地の管理などを促進したい。

- 現況の自然環境調査と15年前のデータとの比較検討
- 調査結果を踏まえた管理手法（草刈り、水質改善、水辺植生の維持等）
- 周辺の樹林地の管理（草刈り等によるクズ抑制） など

●甘山の畔草地：農地所有者の協力

山すそのかつての田畑は、現在は造園用の圃場などに利用され、畔の草地も所有者によって定期的な草刈りなどの管理が行われているようである。そのため水田耕作が行われていた頃と同じ良好な草地環境が維持されていると考えられる。

しかしながら管理している所有者が、希少な草地環境であるとの認識を持っているかは定かでなく、圃場等の利用が止まると管理もとどこおり、現在の環境は失われてしまう。小規模な民有農地であるため保全施策や規制を実施することは困難であるが、希少な自然が残されているという情報を所有者に伝えることにより、管理の継続を促進したい。

- 所有者の協力による自然環境のモニタリング調査
- 市民参加の観察会の開催 など

●大阪さともり事業の推進と展開

桃花塾が助成対象となっている大阪さともり事業は、平成 25～27 年度の 3 ヶ年で雑木林や人工林、竹林の整備および活動を実施するもので、桃花塾の里山整備は当面、本事業で進められる。施設関係者はもとより、連携する NPO や大阪芸大の関係者の意欲も高く、住宅内に取り残された里山林保全の取り組みとして大いに期待される。対象地が民間施設の敷地内で通常は一般立入ができないこと、施設創立の理念が人と自然の共生を目指していることなどの面からも自然環境保全をすすめるやういといえる。

将来的には 3 ヶ年の事業終了後も保全管理が継続され、動植物の棲息環境にも配慮した、より質の高い自然環境を創出することが望まれる。そのためには、すでに検討されている施設内部での本来事業との連携や、施設利用者との共存に配慮しながら外部からの人的支援を得ることも重要であると考えられる。また、さともり事業の窓口である大阪みどりのトラスト協会の協力を得て、林内に棲息する動植物の調査および希少種の保全対策などをぜひ実施したいところである。

- 大阪さともり事業の推進（3 ヶ年）
- 施設の本来事業との連携
（木質バイオマスの温室利用、堆肥・竹炭の農地利用、建築土木材料等）
- 外部からの人的支援（ボランティア、他団体との協働など）
- 林内に棲息する動植物の調査および希少種の保全対策
（大阪みどりのトラスト協会に協力要請）

など

大阪で里山対策助成事業第一号として採択された社会福祉法人桃花塾（岩崎正子理事長、大阪府富田林市喜志）で事業発足式が 11 月 4 日に行われました。

大阪さともり地域協議会の山本事務長、またその母体である（公財）大阪みどりのトラスト協会（石井実会長）、桃花塾の関係者が出席の下に神事が執り行われ、事業の安全を祈念し、木製記念碑が設置されました。式典後の懇談会では新事業の今後の展開などについて意見を交換しました。

とくに桃花塾での事業は里山保全の上で様々な要素を含んでいることからモデル事業となることが期待されています。



事業で活躍が期待されるチッパー。
竹や間伐材のチップを作ります。



トラスト協会 石井会長（左）と桃花塾 岩崎理事長（右）

（「みどりのトラスト」第 76 号より 2013 年 12 月 大阪緑のトラスト協会発行）

参 考 資 料

- ・ 自然環境保全地域とは（環境省ホームページより）
- ・ 自然環境の保全に係わる指定状況
（国土交通省近畿地方整備局 「大阪湾環境データベース」より）
- ・ 「フィールドだより喜志」ほか
石塚和子氏の資料（1997年7月、8月）
大阪自然環境保全協会「都市と自然」掲載記事（1995年11月）
- ・ 「森林・山村多面的機能発揮対策」
（林野庁PR資料）
- ・ 社会福祉法人「桃花塾」リーフレット

自然環境保全地域とは

環境省ホームページより <http://www.env.go.jp/nature/hozen/about.html>

●自然環境保全地域とは

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域については、自然環境保全法及び都道府県条例に基づきそれぞれ、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、または都道府県自然環境保全地域として指定し、自然環境の保全に努めています。

●制度の概要

原生自然環境保全地域

人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域

(1,000ha 以上、島嶼は 300ha 以上)

自然環境保全地域

ア．高山・亜高山性植生(1,000ha 以上)、すぐれた天然林(100ha 以上)

イ．特異な地形・地質・自然現象(10ha 以上)

ウ．優れた自然環境を維持している湖沼・海岸・湿原・河川・海域(10ha 以上)

エ．植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア〜ウと同程度の自然環境を有している地域(10ha 以上)

都道府県自然環境保全地域

自然環境保全地域(上記)に準ずる自然環境を維持している地域(ただし、海域を除く)

●自然環境保全地域の指定

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて指定します。これまで指定された自然環境保全地域は、次のとおりです。(平成 24 年 3 月現在)

■原生自然環境保全地域	5 地域	5,631ha
■自然環境保全地域	10 地域	21,593ha
■都道府県自然環境保全地域	537 地域	76,403ha

●保全のための規制

原生自然環境保全地域 自然生態系に影響を与える行為は原則禁止

立入制限地区：原則立入禁止

自然環境保全地域 及び 都道府県自然環境保全地域

特別地区：各種行為は一定の基準に合致するもののみ許可

野生動植物保護地区：特定の野生動植物の捕獲、採取は原則禁止

普通地区：各種行為は届出

●行為の許可・届出

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域：環境大臣・各地方環境事務所長

都道府県自然環境保全地域：都道府県知事

●自然環境保全地域と自然公園の違い

原生自然環境保全地域や自然環境保全地域は、原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域です。それに対して、自然公園は、自然風景地の保護とともに自然とのふれあいを図ることを目的として指定される地域であり、歩道やビジターセンターなどが計画的に整備され、快適で適正な利用が推進されています。今後は、質の高い自然を活かした環境教育の場としてのさらなる役割などが期待されています。環境省は地方自治体などの協力を得ながら、これらの地域をその目的に沿って適正に保全しています。

自然環境保全法の概要

環境省ホームページより <http://www.env.go.jp/nature/hozen/law.html>

●目的（第1条）

他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

●自然環境保全基礎調査の実施（第4条）

1. おおむね5年ごとに実施
2. 地形、地質、植生、野生動物等に関する調査

●自然環境保全基本方針の策定（第12条）

1. 審議会の意見を聴き、閣議決定を経て策定
2. 基本構想、自然環境保全地域等に関する基本的事項

●自然環境保全地域（第22条～第35条）

・地域の指定（環境大臣）

【指定手続】 1. 意見聴取（地方公共団体・審議会） 2. 公聴会（必要に応じ） 3. 公示

【指定要件】 1. 高山・亜高山性植生（1,000ha以上）
2. すぐれた天然林（100ha以上）
3. 特異な地形・地質・自然現象（10ha以上）
4. 優れた自然環境を維持している湖沼・海岸・湿原・河川（10ha以上）
5. 優れた自然環境を維持している海域（10ha以上）
6. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、上記と同程度の自然環境を有している地域（10ha以上）

保全計画の決定（環境大臣） ・規制又は施設に関する計画

・行為規制

特別地区

工作物の新改増築、土地の変質変更等は環境大臣の許可が必要

野生動植物保護地区

指定動植物の採捕・殺傷等は原則禁止（環境大臣が許可した場合等を除く）

海域特別地区

工作物の新改増築、海底の形質変更、指定動植物の採捕・殺傷等は環境大臣の許可が必要

普通地区

一定規模以上の工作物の新改増築、土地の形質変更等は環境大臣への届出が必要

・保全事業

・保全計画に基づく施設事業

（原生自然環境保全地域の保全事業に係る施設に加え、植生復元施設、給餌施設等）

- ・国が実施
- ・地方公共団体は、環境大臣の同意を得て執行可能
- ・国及び地方公共団体以外の者は、環境大臣の認定を受けて実施可能

・生態系維持回復事業

・保全計画に基づく生態系の維持または回復を図るための事業

- ・国が実施
- ・地方公共団体は、環境大臣の同意を得て執行可能

●都道府県自然環境保全地域（第45条～第50条）

- ・都道府県知事が条例で定めるところにより、自然環境保全地域に準ずる土地の区域を指定

- ・行為規制 特別区域（野生動植物保護地区を含む）の指定が可能

自然環境保全地域における規制の範囲内で、条例で定めるところにより規制が可能

- ・都道府県に自然環境の保全に関する合議制の機関を設置

（組織及び運営については都道府県の条例で定める）

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法によりその権限に属させられた事項を調査審議

自然環境の保全に係わる指定状況

国土交通省近畿地方整備局 「大阪湾環境データベース」 より
http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/data/b6_05tochi.html

自然環境の保全を図るため、「自然公園法」、「都市緑地保全法」、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」および条例などにに基づき、地域を指定し、開発行為等の規制を行っている。

自然公園については、六甲山一帯および淡路島の一部が瀬戸内海国立公園に、金剛生駒および明治の森箕面の2地域が国定公園に指定されているほか、沿岸府県により県立自然公園が指定されている。

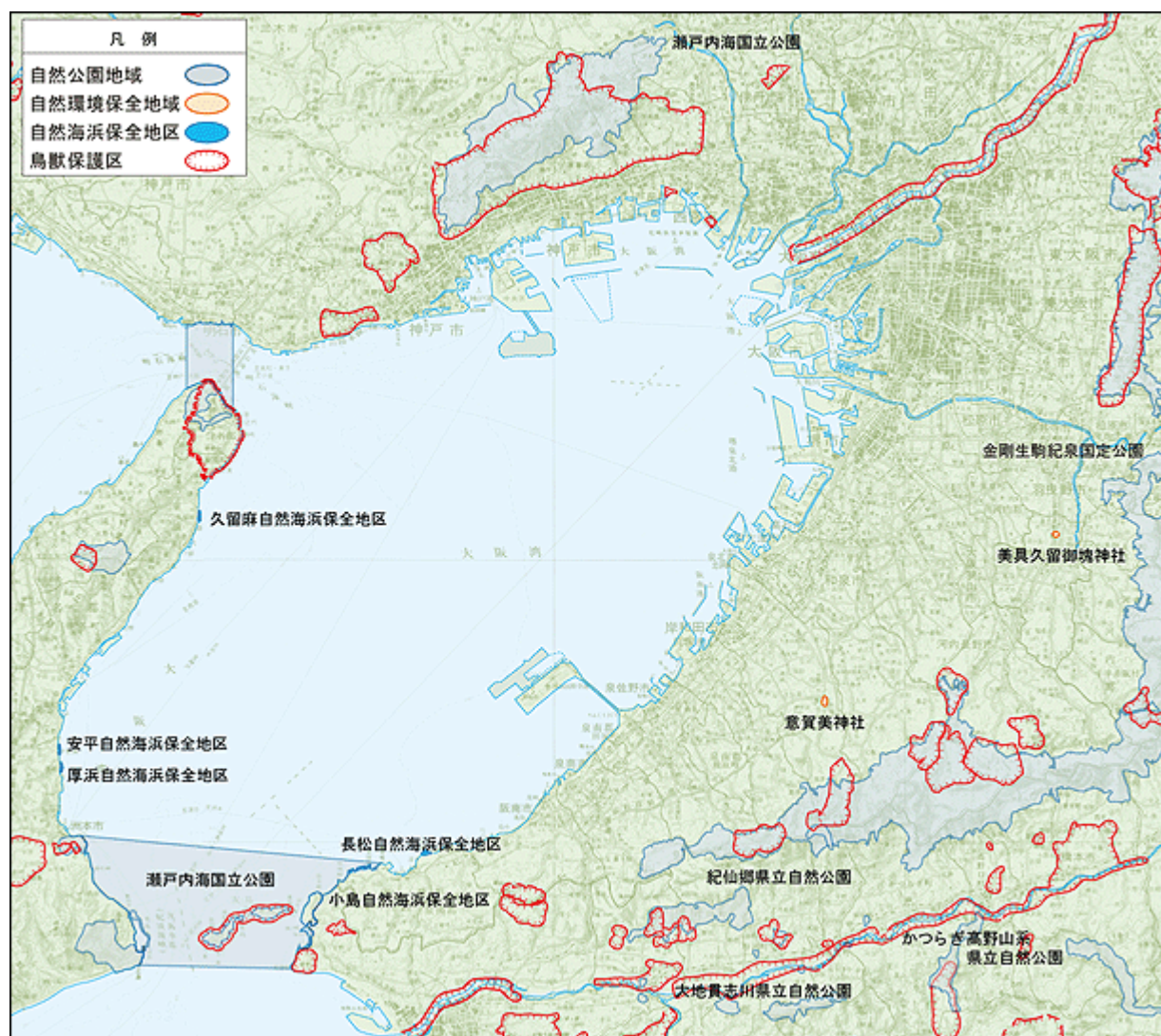
自然環境保全地域については、「大阪府自然環境保全条例」、兵庫県の「環境保全と創造に関する条例」に基づき、大阪府で7ヶ所約70ha、兵庫県で16ヶ所約398haが指定されている。

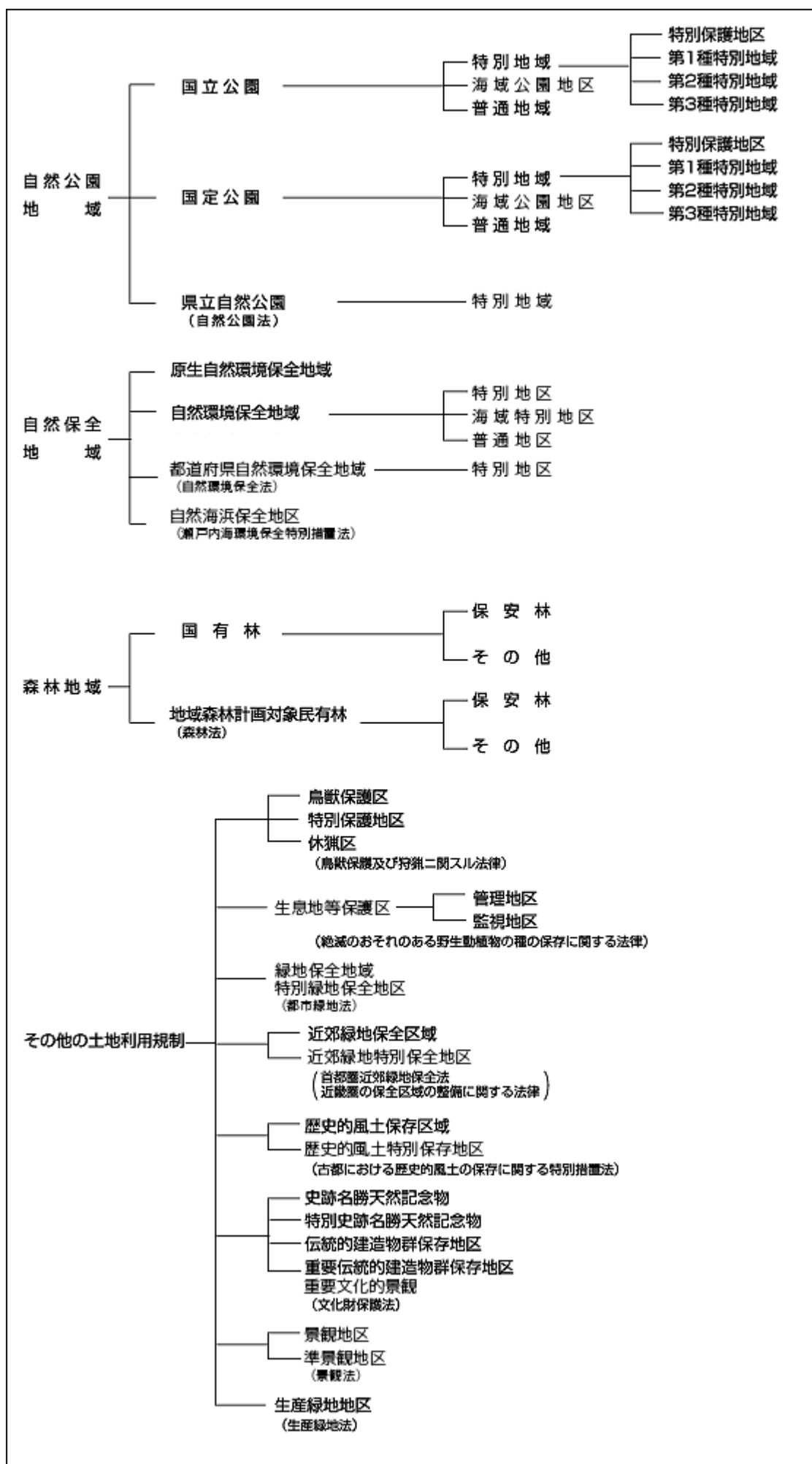
また、大阪湾周辺の自然海浜保全地区は5ヶ所であり、淡路地域3ヶ所、泉南地域2ヶ所となっている。

このほか、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区は、大阪府で12,801ha、兵庫県で42,867haが指定されており、近郊緑地保全区域は、大阪府で33,469ha、兵庫県で24,411haが指定されている。

また、森林法に基づき、水源かん養、土砂流出の防止などを目的とする保安林が指定されている。

これらの地区は、六甲山地、金剛・生駒山地および和泉山脈から淡路島にかけて指定されている。





お電話、FAX、ありがとうございます！

ファイルだよりの6号について、早速、阿部さん(2期生のかたの母上)、杉山氏、高島氏より、お電話やFAXをいただきました、おおいに励まされました。ありがとうございます。

大阪府南河内農と緑の総合事務所 耕地課担当者との話し合い

6月13日の午後3時より1時間にわたり、南河内府民センターで担当のかたと、いろいろとお話をしました。担当部署の正式名称は、上記のとおり「農と緑の総合事務所、耕地課」です。その、建設第2班長の森川氏と技師の山口氏のおふたりです。

現段階での図面と、どういう計画かを聞きました。辰池の、星が池寄りの方半分の護岸を、いわゆる「親水護岸」にすること。星が池は東側半分を同じように、「親水護岸」にする図面です。ただし、確定ではなくて、9月の工事発注に向けて、7月中に決めるようです。だから、まだ、こちらの意向は反映される余地があるということです。

森川氏は、自然を保全していくことの必要性は認識していて、どのような植生をどう保全したら、どんな鳥が保全できるのかという、具体的な提言を求めています。それ以往的、詳しい経過は省きますが、早急に植物の調査をして、具体的な要望を検討して、再度話し合いをもつことを約束してきました。

護岸の工法については、私の勉強不足・準備不足もあって、あまり追求というか、話を煮詰めることができませんでした。これは、次回の課題ですので、しっかりと準備していくと考えています。

多方面の理解と支援をお願いしています。

とにかく「人のつながり」を組織していくということ、次のかたがたに働き掛けをしました。

喜志土地改良区(水利組合)の理事長、仲谷治氏(11期生の仲谷篤くんのお祖父さん)

富田林市役所の水政課の佐伯氏 覚井氏

大阪府庁の農林水産部耕地課の山田氏

南河内中学校教育研究会 理科部会の皆様(同封のプリント)

今後は、「石川あすかプラン」を考える市民会議で一緒に進めている、「富田林の自然を守る会」の皆様にも、この現状を報告し、協力をお願いしようと考えています。

当面、急いでやることは、植生調査。

「植物はちよつと苦手」などと言っている場合ではなくてきました。とにかく現地に行つて調査です。植物に詳しい先生にお願いしてみようと思っています。もし一緒に動けそうな方がいましたら、連絡ください。

辰池・星ヶ池の現状と保全を訴えます

昨年、5月23日に富田林市教育研究会理科部会、12月2日には地区の教育研究会理科部会として、喜志の辰池・星ヶ池で野鳥観察会を行いました。

この溜め池群は、1987年より、喜志中学校科学部が野鳥観察を続けてきたフィールドです。地図でお分りのように、南には美具久留御魂神社の社寺林(極相状の広葉樹林)、西にはPL教団の雑木林がひろがり、羽曳野丘陵の谷すじに続く溜め池群です。新池と星ヶ池の間には水田も残り、湿地もあるという、本当に典型的な里山の自然が、コンバクトに存在しています。

87年から95年までに、この区域で観察された鳥類は60種類を数えました。(観察リスト) その中には、環境庁から絶滅危急種に指定されているオオタカや、大阪府下では絶滅の恐れがあるクイナも含まれています。また、斜面のススキ原にはカヤネズミも生息しています。

その辰池・星ヶ池の今年の1月から、浚渫工事が始まりました。そして、今年度は、浚渫後の池の周辺の工事が予定されています。工事は大阪府の事業として行なわれます。「自然に配慮する」というものの「公園の池」のイメージの下で計画が進んでいくように思っています。

身近な自然の大切さが言われ、身近な里山の価値が見なおされ始めています。「自然環境の保全」の基本は、その地域が持っている本来の自然をいかに保全していくか、ということだと思っています。

喜志中学校の科学部の生徒が、9年間にわたり観察を続け、いろいろなことを学んできたフィールドです。そして、環境や自然について生徒たちは、考えや思いを深めてきました。また、私が富田林市立第三中学校に転勤いたしてから、富三中の科学技術部の生徒たちが、「いいところだから、ぼくたちが観察してもいい。」と言ってくれています。その大切なフィールドを、可能なかぎり保全できるよう、関係方面に働きかけをしていきたいと思っています。

理科部会の皆さまのご理解とご支援をお願いしたいと思います。

6月27日 第2回 話し合いの報告

まずは、報告がこのように遅れたことをおわびいたします。

結論を書きますと、

- ・農業用水としての水質浄化と、用水管理の道路整備は行なわれる。
- ・星ヶ池の西側の岸は手を付けず、現状のまま残す。
- ・星ヶ池の東側の岸と辰池の工事は、アシを移植するなどして、可能なかぎりの保全を行なう。

ということで、当初私達が心配したような全面的工事ではなく、工事に關しても、可能なかぎりの配慮をして、私達の意見も聞いてもらえることになりました。

一応は安心というところで、ついつい気がぬけて、報告が遅れた次第です。すみませんでして、(1学期末で、富三中の仕事が大変忙しかつたことともあります。相変わらず、生徒会担当として、富三中では一泊二日の100人規模のリダー合宿が8月にあつて、その準備があつたのです。喜志中ではついに実現しなかつた泊りがけでのリダー合宿です。)

話し合いの内容

① 星ヶ池の西側は現状のまま残すこと。この点については、前回の話し合いでは、今後工事が予定されているような説明でしたが、担当者から、はっきりと「工事はしない」と説明がありました。

② 6/16に観察したようすをこちらから報告しました。(資料の地図)植生は、とくに貴重な種類があるという場所ではないが、水辺特有な植生が、狭い区域にコンバクトに見られるという意味で、大切だということを確認しました。また、鳥類では、カイツブリの繁殖、カワセミ出現ということで、彼らなりにたくましく生活していることを感じました。

③ 護岸の植生復元について、こちらからは、表土を盛っておいたところから、アシやガマなどがもう再生しているの、これを生かしてほしいこと、新たな種子の吹きつけは不要ではないか、という意見をのべました。

これについて、水辺ではアシやガマはすぐにも再生するだろうし、それを予定しての区域も計画に入れていること。しかし、のり面上部では、水から離れるので、早晩枯れていくこと。また、のり面全体に背の高い植物が生えていると、大雨の後などに、植物がのり面の土ごとといったしよに崩れ落ちる可能性があり、それは、溜め池としての機能や安全面から考えてもできないこと。という3点の説明がありました。この3点については納得。

それで、のり面に植える植物については、周囲の植生を考慮してこれから決めていくということで、決まりしだい教えてもらえることになりました。

④ 池周囲の道路は、私達が心配した、一般に開放するための物ではなく、水利組合が溜め池を管理するための軽トラクックが作業するための物でした。ですから、入り口は施錠されます。

⑤ 星ヶ池南東側の図面にあつた「八ツ橋」は、親水目的ではなく、池の管理のため(ゴミの撤去等)のものなので、「八ツ橋」ではなく、他の方法でもそれは可能なので、作らない方向で検討する。

以上の5項目が、当面の要点ですが、そのほかにもいろいろお話をして考えることが多かったです。

(a) この事業は、農業用水としての水質浄化と貯水容量確保を目的としたものであること。だから、水利組合としては、全面コンクリート護岸にしたほうが、貯水量も確保できるし、安全だし、溜め池の管理もしやすい。しかし、近年、農業用水としての側面が低下しつつあるなかで、市民に水辺に親しんでもらうという要素をふまえての工事であること。このことについては、水利組合のなかにもなかなか理解をえることが難しい中、担当の荒崎さん・森川さん・山田さんの尽力で、水利組合にも納得してもらえたこと。ことに、組合長の仲谷さんは理解があること。

担当の方曰く「用水の水質浄化と、自然環境保全の両立をめざす事業で、府下でも先駆的な事業であること」です。溜め池のオアシス構想の下は事業ではなく、あくまで農業水産部の事業であること。その結果が出るのは何年後になるでしょうが、引き続き観察を行ない、お互いに情報交換をしていくこと。

(b) 溜め池については、さまざまな要望や意見があること。地元の人にしたら、散歩コースだし、釣りをしたい人もいるし、私達のように自然観察をする人もいる。さまざまな意見を聞いて、その折り合いを付けていくことはむずかしいこと。

(c) 府の担当者としては、いろいろな設備を作り、整備をすることはできるが、それを実際に管理していくのは水利組合の人たちであること。その考えや、実際の苦勞を十分に考慮してはならない。

果が池のオアシス構想の公園は、週に軽トラクック3杯分ものゴミがでるそうだがそれを、組合長の仲谷さんおひとりがいつも清掃されているとのことでした。

(d) 溜め池の水質改善の工事が、府の仕事であつて、その後の、周辺の整備や、例えば、私が考えているような自然観察ゾーンを作るなどのことは、地元と富田林市の問題となること。

まとめにかえて

(b)：だからこそ、私達の意見や観察記録を継続的に発言しつづけることが大切だと痛感しました。

森川さんは、「工事車両が入ると、すべてが隠されるような印象を持つ場合があるが、我々も、工事担当者も、苦勞してやっているとわかっている。」「とおっしゃっていました。

この話し合いで私がよく思ったことは、これからは、ただ観察をしていくだけではなく、溜め池管理のお手伝いをできる範囲でしていくこと、そして、水利組合や府の担当の方たちとの信頼関係を築いていくことが大切だ!ということ。そういうこととの積み重ねで、尿池や星ヶ池を、「共に知恵と力をあわせて」守っていく、管理していきけるようになるのではないかと考えました。

(a)でも触れているように、「用水の水質浄化と、自然環境保全の両立をめざす、府下での先駆的な事業」を、本当の意味でも、「先駆的」とするのは、これからの、信頼関係に基づく協力関係にあると思うのです。

当面の行動

(1) 観察を定期的に継続する。⇒ 8月23日(土) 午後4時 観察会
(2) 果が池の溜め池ボランディアアを実行する。
観察会では、

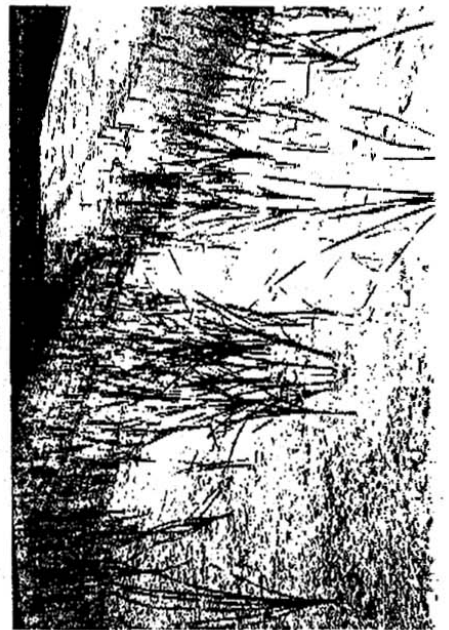
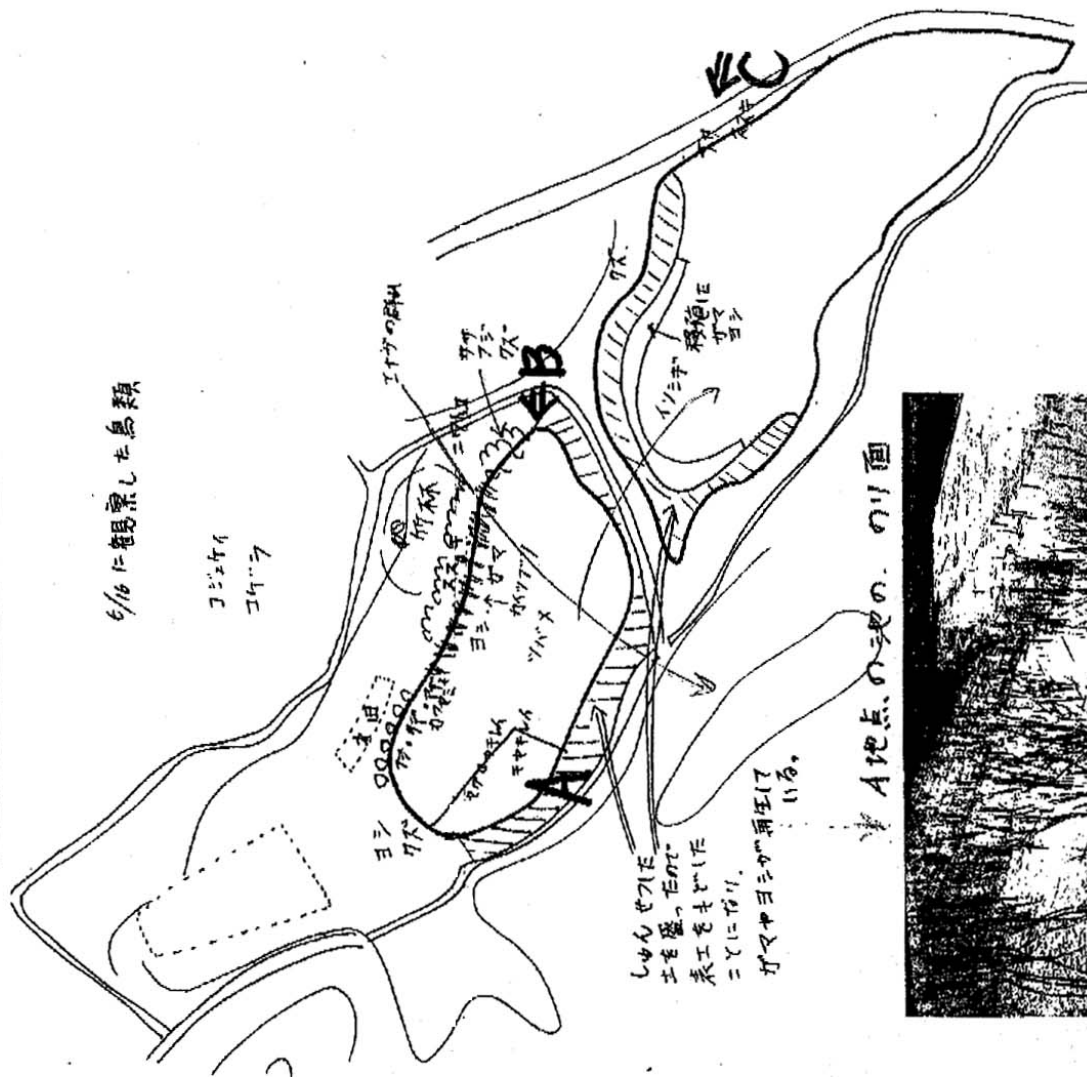
おわりに

いろいろな助言、情報をよせてくださった方々にお礼申し上げます。荒崎さん、酒井さん、阿部さん、田淵さん、寺川さん、仲谷和家さん、古本さん、ありがとうございまして。(仲谷和家氏は、わざわざ仕事を休んで、南河内事務所との話し合いに参加してくれました。)これからも、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

6/16の時点の星ヶ池・辰池

6/16に観察した鳥類

コシヤイ
コヤナ



A地点の池の、のり面

B地点から見た星ヶ池



西側川は
をのりま。

- ・星ヶ池の奥(A地点)にはえていたアシを
- ・星ヶ池を広くおぼえていたガマは、
- ・左エといはにゆんサツし、白く開きの
- ・のり面に盛、ておいてある。

C地点から見た辰池



辰池に移殖した。

1	カイツブリ	21	コチドリ	41	アカハラ
2	カワウ	22	イカルチドリ	42	シロハラ
3	ゴイサギ	23	ケリ	43	ウグイス
4	アマサギ	24	トウネン	44	オオヨシキリ
5	チュウサギ	25	アオアシシギ	45	エナガ
6	コサギ	26	クサシギ	46	ヤマガラ
7	アオサギ	27	イソシギ	47	シジュウカラ
8	マガモ	28	ユリカモメ	48	メジロ
9	カルガモ	29	キジバト	49	ホオジロ
10	コガモ	30	カワセミ	50	カシラダカ
11	オカヨシガモ	31	アリスイ	51	アオジ
12	ホドリガモ	32	コガラ	52	オオジュリン
13	ハシビロガモ	33	ツバメ	53	カララヒワ
14	ホシハジロ	34	コシアカツバメ	54	ベニマシコ
15	オオタカ	35	キセキレイ	55	イカル
16	ノスリ	36	ハクセキレイ	56	シメ
17	チョウゲンボウ	37	セグロセキレイ	57	スズメ
18	キジ	38	ヒヨドリ	58	ムクドリ
18	クイナ	39	モズ	59	ハシボソガラス
20	バン	40	ジョウビタキ	60	ハシブトガラス

89 喜志周辺のため池と丘陵 (富田林市)

「美真久留御魂神社と周辺のため池などで100余種の野鳥が観察できる。フクロウのような食物連鎖の頂点に立つものもある」と石塚和子さんが推薦。

交通 近鉄長野線・喜志駅下車、徒歩10分

コース 美真久留御魂神社 - (西山住宅を回り込んで) - 辰池 - 星ヶ池 - 喜志新池



保全が望まれる谷筋の池

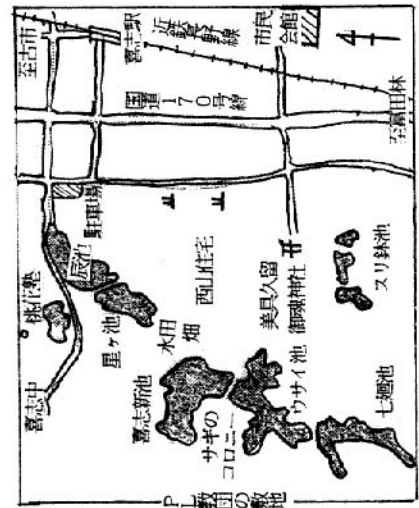
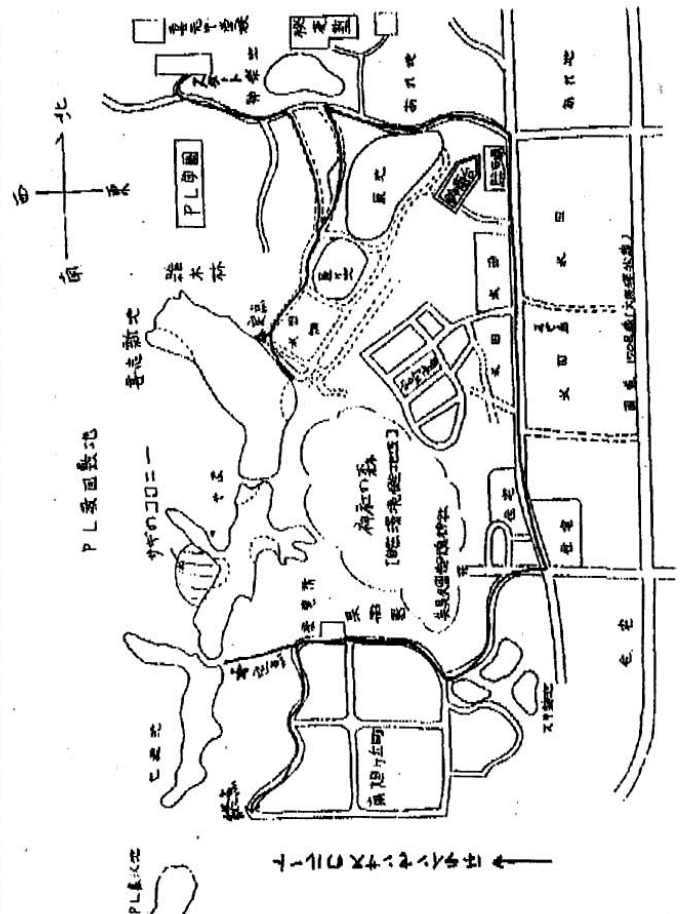


鎮守の森・美真久留御魂神社

見所 社殿は改修されて真新しいが、境内は苔むして古寺のたたずまいを見せている。樹齢200年ものコジイ、ナナメノキなどからなる鎮守の森は極相状態にまで遷移。ウロのある古木にはフクロウが営巣し、ルリビタキ、アカハラ、ウソ、ホトトギスなど四季を通じてバードウォッチングが楽しめる。

裏手の谷筋には大小幾つもの池が連なっている。水を満々とたたえた喜志新池。冬季には水鳥が700羽もやってくる。池の端には初夏にアオサギのコロニーができる。中程に小さなたんぼがある。続いてガマの生い茂る星ヶ池。辰池は住宅が隣接しているが、古い池だそう。ヒドリガモがヒシを採餌にやってくる。

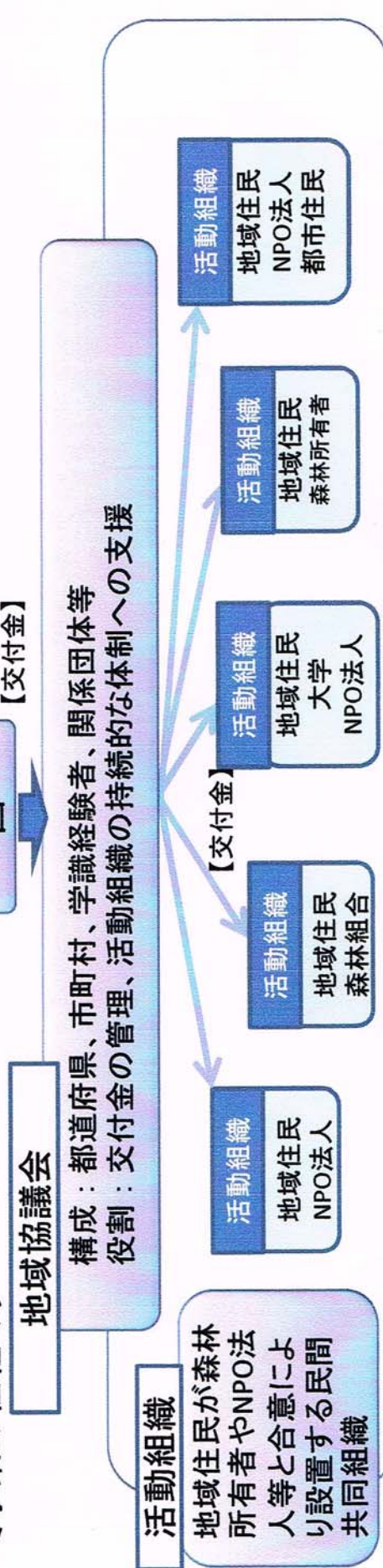
ここでは、森-林-たんぼ-ため池と里山の生態系がコンパクトにセッティングされ、ノスリ・サシバを頂点に多様な生き物が育まれている。「開発の手がのびる前に、星ヶ池などを保全にしていきたい」と石塚さん。



森林・山村多面的機能発揮対策（新規） 【平成25年度概算決定額：30.0億円】

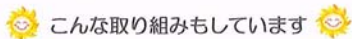
背景 森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が困難となっている。	事業 地域住民が森林所有者、NPO法人、関係団体等と地域で合意した民間協働組織（活動組織）が実施する森林の保全管理や森林資源の活用等、森林の多面的機能の維持増進および山村の活性化に資する取組に対し、平成25年度～27年度の3年間、一定の費用を国が支援。 【補助率：定額（1／2相当）・1活動組織当たりの交付上限額：500万円】
--	--

〔事業の仕組み〕



支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ	 里山林景観を維持するための活動  侵入竹の伐採・除去活動
森林資源利用タイプ	 集落周辺の広葉樹の伐採・搬出  広葉樹を薪として利用
森林空間利用タイプ	 森林環境教育の実践



こんな取り組みもしています

日本ジェントルティーチング研究会

ジェントルティーチングは、家族、学校、地域などの生活の場にもうまくとけこめず、疎外されている人々を温かく援助し、豊かな生活をともに分かち合うことをめざす「力に依らない」理論と技法です。桃花塾ではジェントルティーチングに対する本格的な取り組みを日本で最初に開始（1994年）し、研究会を発足させて、研修活動、書籍の翻訳、資料の作成など一貫したプログラムを実施しています。会員は、北海道から沖縄まで日本各地の支援者（心理職、ソーシャルワーカー、教師、看護師、栄養士、学生等）、本人とその家族で構成されています。また、国内外のジェントルティーチングの実施状況の情報入手及び積極的な交流を推進しています。

国際社会福祉・文化交流事業促進会（CABS）

CABSは「生命への畏敬」を基本理念として、国際的な視野に立った社会福祉と文化交流による新しい社会の創生活動を推進しています。具体的な活動としては、福祉セミナーの他、1997年より国内外の演奏家を招いて「心と心のふれあいコンサート」を開催しています。障がいのある人もない人も、小さな子どもから高齢の方まで、音楽を通じてともに温かな交流を深めていく、地域に根ざした福祉・文化の輪を一層拡げることが目的としております。



ビーチルーム

新ホーム



桃花塾とは

桃花塾は、大阪東南部に位置する富田市内の小高い丘陵にあります。桃花塾からは、万葉の歌人に歌われた二上山、金剛・葛城の山々の連なりが眺望できます。富田林を中心とする南河内地域は、応神天皇陵を中心とする古市古墳群、近つ飛鳥と呼ばれ、聖徳太子陵や推古天皇陵などの陵墓が点在する太子町、楠木正成の居城、千早・赤坂城、そして今も保存されている杉山邸を中心とした富田林寺内町など、多くの文化財・遺跡を有することで知られています。このように、桃花塾は大阪市内から電車でわずか30分ですが、山と田園に囲まれた緑の地にあります。

社会福祉法人桃花塾は、大正5年（1916年）2月に「生命への畏敬」を基本理念として創立いたしました。以来、障害のある人々の価値ある生活の向上をめざして、様々な事業を展開しています。

（詳細は、桃花塾のホームページをご覧ください。）



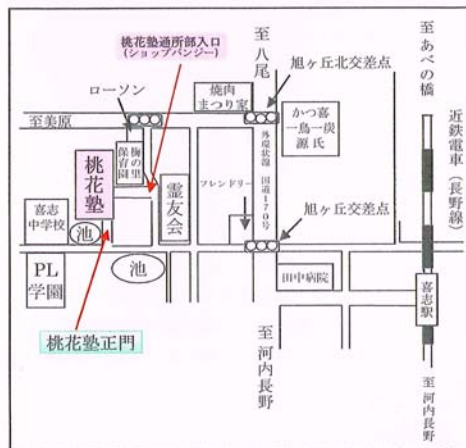
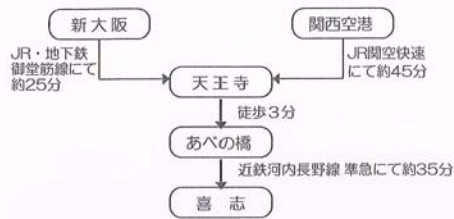
新児童部建物



中庭

2012年 3月10日竣工

交通アクセス



社会福祉法人 桃花塾

大阪府富田林市喜志2067番地 〒584-0008
TEL 0721-23-2076 / FAX 0721-23-2016
URL <http://www.tokajuku.com/>
E-mail tokajuku@m3.kcn.ne.jp

サービスの種類

1. 第一種社会福祉事業

- ★『児童部』一障害児入所施設（定員56名）
- ★『成人部』一障害者支援施設
 - ・生活介護事業（定員70名）
 - ・施設入所支援事業（定員60名）



成人部旧館ロビー

成人部新作業室



2. 第二種社会福祉事業

- ★『通所部』一障害福祉サービス事業
 - ・生活介護事業（定員20名）
 - ・就労継続支援B型事業（定員20名）
- ★『ケアホーム』一障害福祉サービス事業
 - ・共同生活介護事業（定員7ホーム×5名）
- ・ さくらホーム ・ いちごホーム ・ うめハウス
- ・ レモンホーム ・ スワンホーム ・ ぶどうホーム
- ・ ももホーム
- ★『ピーチネット』一相談支援事業
- ★『短期入所事業（児童）』一障害福祉サービス事業
- ★『日中一時支援事業』一地域生活支援事業
- ★『ピーチサークル』一児童発達支援事業

桃花塾の紹介

Care Facility for People with Intellectual Disabilities

生命への畏敬



本館

国登録有形文化財

社会福祉法人 桃花塾

サービスを支えるしくみ

◆児童の発達支援として

利用者が希望する生活と発達を保障するためのケアプランを家族や関係諸機関と連携しながら作成し、日々の生活援助の指針となり、かつ地域生活に向けた活動を行っています。学籍のある児童には、学校との連携を密にして、保護者の代理的役割を果たしています。

◆成人の生活支援として

利用者の意見や希望を反映させた生活を保障するためのケアプランを本人・家族や関係諸機関と連携しながら作成し、地域生活に向けた自立や就労に結びつくような活動を行っています。

◆総合支援・心理研究部では

利用者のQOL向上のために、ケアプログラムの作成や個別サービスプログラム、グループサービスプログラムの実施、また発達障害に関する調査研究や心理検査等を実施しています。相談支援事業『ピーチネット』を支えて、地域に居住する障害のある人々に対してケアプログラムの提供、相談やカウンセリング及び発達検査等を実施しています。その他、発達障害に関するニュースレターの発行、症例検討会、講演会、シンポジウム、ワークショップの企画・運営もしています。



農園



通所部
ショップハンジー

